



離婚したとき

区役所等で行う主な手続きをご案内します。
このほかに手続きが必要な場合もあります。

南区役所（南区真駒内幸町2丁目）

TEL582-2400 FAX582-6867

南保健センター（南区真駒内幸町1丁目）

TEL581-5211 FAX582-4564

HP→<http://www.city.sapporo.jp/minami/>

戸籍の手続き

□ 離婚届の提出

離婚の際に称していた氏を称しようとする方は、（離婚の日から3か月以内に）
離婚届のほかに戸籍法77条の2届が必要です。

〔持ち物〕

本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等）

※夜間・休日でも区役所北側日直室でお預かりすることができます。



1階①番

戸籍住民課 戸籍係
TEL582-4724

<以下の手続きは、該当する方のみが必要な手続きになります。該当する場合は、忘れずに手続きしましょう。>

住所・世帯変更・印鑑登録・マイナンバーカードのこと

□ 転居・転入・転出・世帯 変更をされる方



住民票の異動届

※ 離婚に伴い引越しや世帯の変更がありましたら、本人確認書類をお持ちの上、14日以内に届出をしてください。なお、同じ日に異動届を出される場合は、離婚届を先に提出してください。

※ 住所は異動せず、世帯のみを変更する場合には、世帯分離等の手続きが必要です。

※ 新しい住民票・戸籍は出来上がりまで日数がかかります。



1階④～⑧番

戸籍住民課 住民記録係
TEL582-4728

□ 印鑑登録をされている方で姓が変わる方



印鑑の新規登録

※ 離婚して姓が変わると、旧姓の印鑑で登録している場合は自動的に登録が廃止されます。必要な方は新規に登録してください。

※ 名の印鑑で登録していた場合は、姓が変更になっても登録証はそのまま使用出来ます。手続きは不要です。

※ ご本人が、登録する印鑑、本人確認書類（運転免許証・マイナンバーカード・パスポート等。資格確認書・年金手帳等は2点）をお持ちのうえ手続きする場合は、1日で登録が完了します。代理人が委任状により手続する場合は日数を要します。

□ マイナンバーカードの 氏名・住所変更手続き



カードの記載事項変更 署名用電子証明書発行



1階②番

戸籍住民課 住民記録係
TEL582-4728

または

マイナンバーカード
センター※

※ マイナンバーカードセンター

【第一】 受付時間：水～金12時～20時、土日9時～17時

札幌市中央区北3条西3丁目1-6 札幌小暮ビル1階

【第二】 受付時間：月～水12時～20時、土日10時～18時

札幌市中央区北2条東4丁目 サッポロファクトリー2条館4階

問合せ先：TEL600-2323（マイナンバーカードコールセンター）

国民健康保険のこと

- ※ 社会保険や共済保険に加入している方は勤務先へ。
- ※ 社会保険の任意継続をしている方は、加入している健康保険の事務所へ。

- 国民健康保険に加入していた方や配偶者の勤務先健康保険を脱退する方

国民健康保険の異動
(加入、脱退)

2階⑥番
保険年金課 保険係
TEL582-4772

加入している健康保険	必要な手続き
国民健康保険	世帯主の国民健康保険から分離し、新たに参加
配偶者の勤務先の健康保険 社会保険の任意継続	勤務先の健康保険を脱退し、国民健康保険に加入 〔必要書類〕 健康保険脱退証明書

介護保険・後期高齢者医療のこと

- 介護保険被保険者証をお持ちの方
- 後期高齢者医療資格
確認書等をお持ちの方

氏名・住所変更届

2階⑥番
保険年金課 保険係
TEL582-4772

年金に関すること

- ※ 厚生年金に加入している方は勤務先へ。

- 会社員・公務員に扶養されていた
配偶者(第3号被保険者)

第1号被保険者への
種別変更届

- 特別障害給付金を受給している方

氏名・住所変更届

2階⑧番
保険年金課 年金係
TEL582-4786

- ※ 国民年金に加入している方(第1号被保険者及び任意加入被保険者)は手続不要です。
- ※ 国民年金・厚生年金を受給している方は原則手続不要です。後日、日本年金機構から届く「氏名変更のお知らせ」をご覧ください。共済年金を受給している方は各共済組合へお問い合わせください。
- ※ 離婚時の年金の分割については、離婚後すみやかに札幌西年金事務所(TEL241-7284)へ。

子どものいる方の手続き

- 児童手当を受給している方

受給者の変更や振込先
の確認

- 子ども医療費助成を受けている方

氏名・住所変更届
保険変更届
生計維持者変更届
ひとり親家庭等医療費
助成への切替

- ひとり親になる方(所得
制限あり)

児童扶養手当の相談・新規申請
ひとり親家庭等医療費助成の相談・新規申請

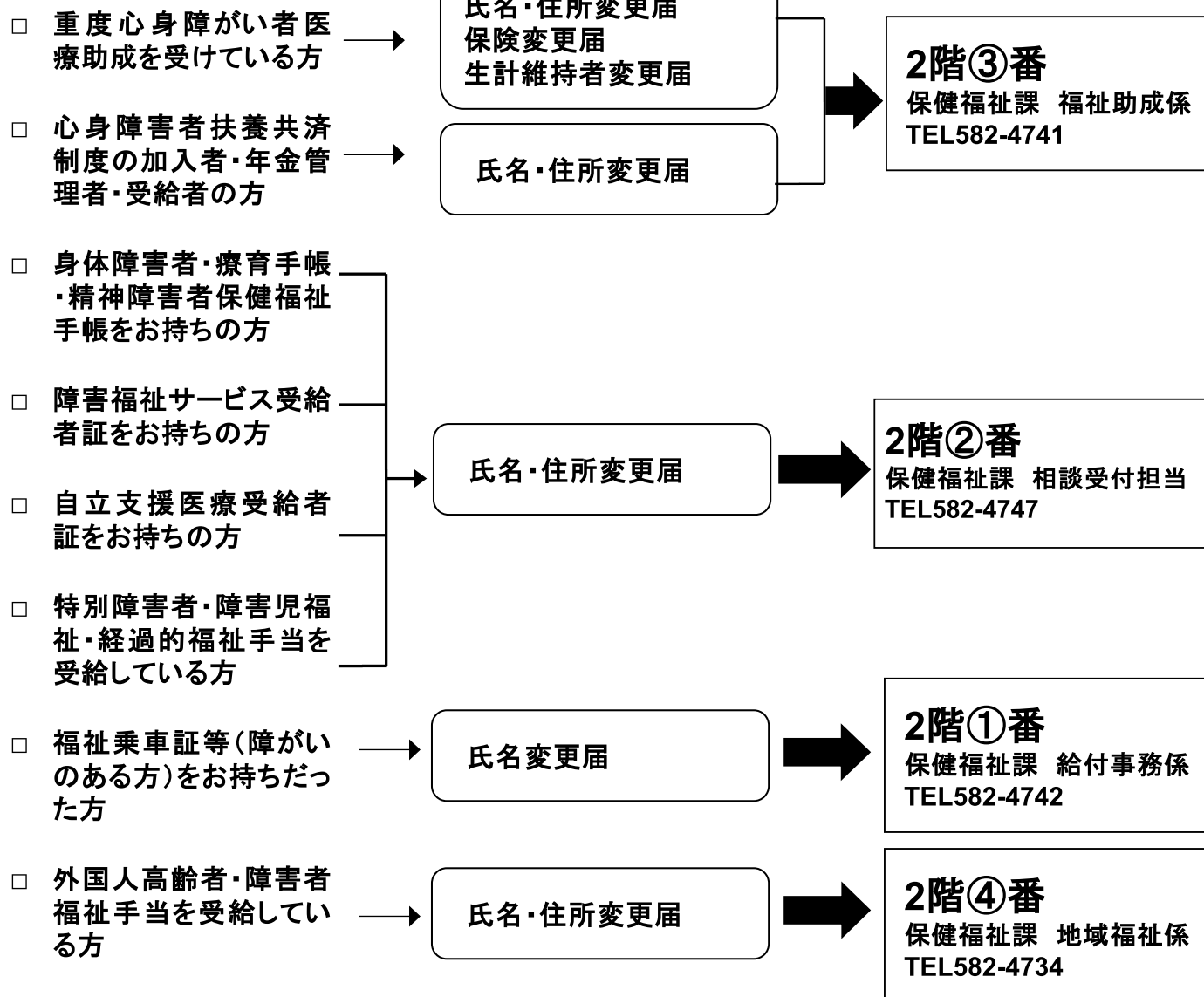
2階③番
保健福祉課 福祉助成係
TEL582-4741

- 特別児童扶養手当を
受給している方

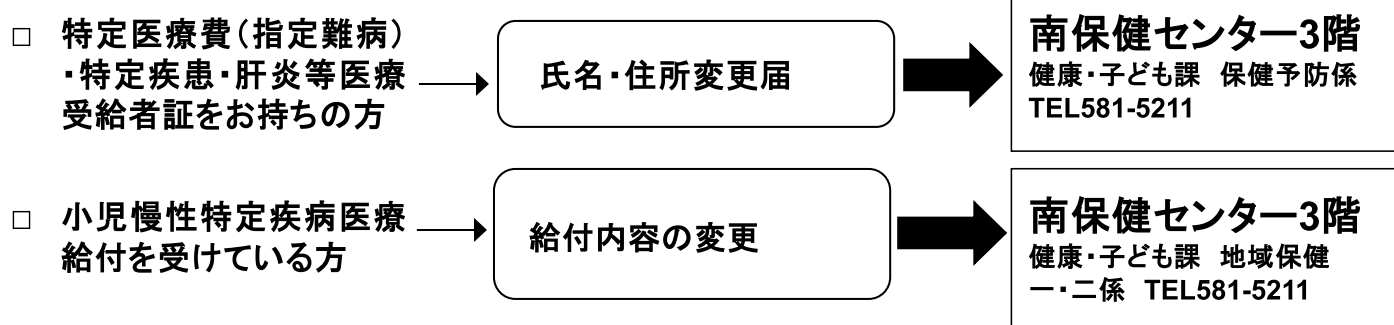
受給者の変更や振込先
の確認

- ※ 児童扶養手当は、婚姻解消と別居した日のどちらか遅い日が属する月内に申請してください。手当は申請した月の翌月から支給になります。
- ※ 詳細については担当窓口へおたずねください。

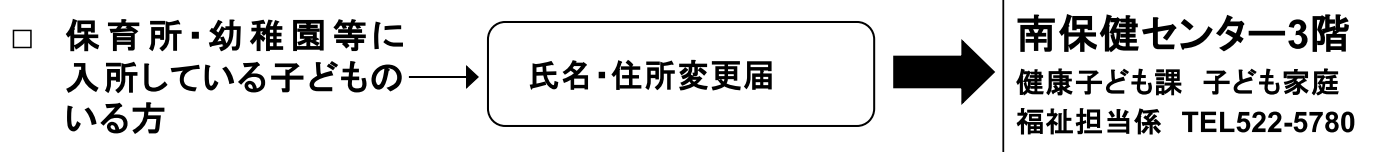
高齢者・障がい者福祉に関すること



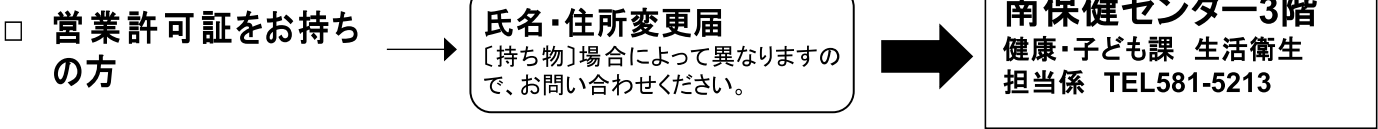
指定難病・特定疾患に関すること



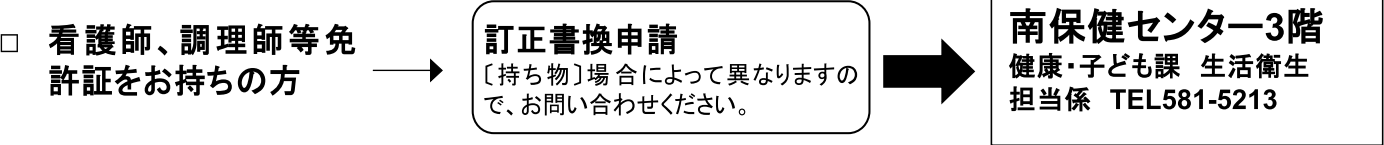
保育所・幼稚園等に関すること



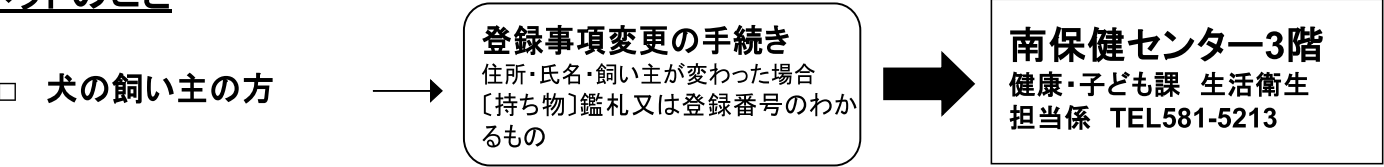
食品営業に関すること



医療・食品関係免許に関すること



ペットのこと

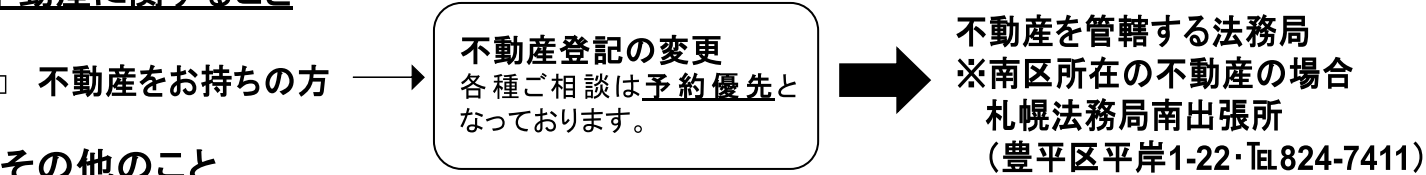


区役所以外での手続き

自動車やバイクに関すること

運転免許をお持ちの方	→	運転免許証の記載事項変更届	➡	南警察署（南29西11・TEL552-0110） ほかお近くの警察署へ
原動機付自転車（125cc以下）、 小型特殊自動車をお持ちの方 （変更後の標識交付証明書が必要な方）	→	標識交付証明書の氏名・住所変更	➡	中央市税事務所諸税課 ※郵送でも手続き可（HP参照） （南3西11・TEL596-6932）
軽自動車をお持ちの方	→	車検証の氏名・住所変更	➡	札幌地区軽自動車協会 （北区新川5-20・TEL768-3955）
125cc超のバイク、 普通自動車をお持ちの方	→	車検証・登録証の氏名・住所変更	➡	札幌運輸支局 （東区北28東1・TEL050-5540-2001）

不動産に関すること



その他のこと

電気のこと	→	氏名変更・継承	➡	ほくでん契約センター（TEL0120-12-6565）又は各加入事業者へ
水道のこと	→	氏名変更・継承	➡	水道局電話受付センター（TEL211-7770）
ガス・電話のこと	→	氏名変更・継承	➡	ご加入の事業者にご確認ください